

旧東中学校運動場貸付に係る一般競争入札説明書

(令和 7 年 12 月 1 日付け公告分)

入札に参加される方は、本説明書及び現地等を熟知のうえ、参加してください。

- ◆ 入札に参加を希望する方は、事前に入札参加資格の申請が必要です。申請期限までに受付場所に申請書等を持参してください。(受付期間：令和 8 年 1 月 7 日（水）から令和 8 年 1 月 21 日（水）まで)
- ◆ 入札に関する用紙は必ず 9 ページから 13 ページを印刷して使用してください。
なお、本説明書内の用紙は申請者が単独の場合の様式になっていますので、共有名義にて入札に参加される場合は、総務部理財課まで事前にお問い合わせください。

能勢町 総務部 理財課

目 次

1. 競争入札に付する事項	1P
2. 入札参加資格に関する事項	1P
3. 入札参加資格の申請	1P
4. 入札参加資格審査申請書等の提出	2P
5. 入札参加資格の審査	2P
6. 現地説明会	3P
7. 入札保証金の納付	3P
8. 入札期限及び提出書類	3P
9. 入札の無効	4P
10. 入札の延期、中止	5P
11. 開札	5P
12. 落札者の決定	5P
13. 再度の入札	5P
14. 契約の条件	5P
15. 契約の締結及び契約保証金	6P
16. 貸付料の支払方法	6P
17. その他の注意事項	7P
18. 問い合わせ先	7P
○ 様式集	8P
○ 封筒の記載例	14P
○ 土地賃貸借契約書(案)・覚書	16P
○ 物件調書	19P
○ 参考法令	25P

1. 競争入札に付する事項

(1) 貸付物件

	所在地	地目	面積	予定価格 (最低貸付価格)
旧東中学校	豊能郡能勢町地黄 211 の一部	原野	7,121 m ² (運動場用地)	630,000 円 (年額)
	豊能郡能勢町地黄 321-1 の一部	山林		
	豊能郡能勢町地黄 536 の一部	山林		
	豊能郡能勢町地黄 538-1 の一部	山林		
	豊能郡能勢町地黄 538-2 の一部	学校用地		
	豊能郡能勢町地黄 540 の一部	学校用地		
	豊能郡能勢町地黄 541 の一部	田		
	豊能郡能勢町地黄 628	宅地		
	豊能郡能勢町地黄 633-1 の一部	田		
	豊能郡能勢町地黄 633-2 の一部	田		
	豊能郡能勢町地黄 634	田		
	豊能郡能勢町地黄 635 の一部	山林		
	豊能郡能勢町地黄 636 の一部	田		
	豊能郡能勢町地黄 10210	山林		

※面積は本町所有資料から算出しているため、現況と相違がある場合は現況を優先します。

(2) 貸付方法 一般競争入札

(3) 貸付期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日(3年間)

2. 入札参加資格に関する事項

入札参加者は、運動場を活用するスポーツ団体に限る。なお、次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者(26P参照)。

(2) 地方自治法第238条の3の規定に該当する者(26P参照)。

3. 入札参加資格の申請

(1) 入札参加を希望する者は、所定の日時までに4.に掲げる申請書等を提出し、本町の入札参加資格の審査を受けなければならない。

(2) 申請書等は、入札参加資格申請期限までに提出しなければならない。

(3) 申請期限までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がない者は、本入札に参加できない。

(4) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(5) 提出された申請書等は、返却しない。

4. 入札参加資格審査申請書等の提出

(1) 提出書類

①	入札参加資格審査申請書（様式第1号）、入札保証金返還請求書（様式第1号裏面）
②	誓約書（様式第2号）
③	入札参加資格確認通知書（様式第3号）
④	入札参加資格確認通知書を郵送する返信用封筒（長3型・速達分の切手を貼付）
⑤	団体規約等（団体の活動内容等を証する書面等）

(2) 申請書等の受付

①配布方法 ホームページよりダウンロード

②申請期間 令和8年1月7日（水）から令和8年1月21日（水）

※持参の場合…申請期間中の土・日曜日及び祝日を除く午前8時30分から正午
まで及び午後1時から午後5時まで

③申請方法 持参又は郵送

※郵送で提出する場合、必ず受付期間内に到達するように発送すること。また、配達記録の残るものにする。なお、事故等による未着について、能勢町は責任を負わない。

※郵送で提出する場合、封筒の宛名面に「一般競争入札申込書 在中」と記入すること。

④提出先 〒563-0392 大阪府豊能郡能勢町宿野 28 番地
能勢町役場 総務部 理財課 財政担当

(3) 申請に当たっての留意事項

- ① 申請書等に必要事項を記入し、提出すること。なお、使用する印鑑は申請書類すべてに同じものを使用すること。
- ② 共有名義で入札参加資格申請手続きをする場合は、事前に別途問い合わせること。なお、申請手続きにおいては、共有者の中で代表者を1名選任し、その代表者以外の者は代表者に入札に関する一切の権限を委任することになる。

5. 入札参加資格の審査

入札参加資格審査に係る申請書等により入札参加資格を審査し、その結果を入札参加資格確認通知書にて令和8年1月28日（水）までに通知する。

(1) 入札参加資格があると認められた者には、入札保証金に係る納入通知書・領収書を入札参加資格確認通知書にあわせて送付する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。書面は受付場所に持参し提出しなければならない。

① 提出期限 令和8年2月4日（水）午後5時まで

② 受付場所 〒563-0392 大阪府豊能郡能勢町宿野 28 番地

(3) 上記に対する回答は、令和 8 年 2 月 10 日（火）までに書面で行う。

6. 現地説明会

物件の現地説明会は、次のとおり実施する。

参加を希望する場合は、令和 8 年 1 月 13 日（火）午後 5 時までに総務部理財課財政担当まで電話（072-734-1995）で申し込みすること。

① 開催日時

令和 8 年 1 月 15 日（木）午後 2 時

② 場所

旧東中学校グラウンド（豊能郡能勢町地黄 211）

7. 入札保証金の納付

(1) 入札に参加する者は、入札保証金として、入札しようとする物件の予定価格（最低貸付価格）の 100 分の 10 の額（63,000 円）を入札参加資格の審査の後に送付する入札保証金の納入通知書・領収書により指定金融機関または収納代理金融機関の窓口において納付すること。

(2) 能勢町が金融機関を通じ、入札保証金の入金を確認するのに一定期間を要することがあるので、入札の際には、入札保証金の納入通知書・領収書の写しを入札書とあわせて入札期限までに郵送すること。開札の時点で、入札保証金の入金が確認できない入札は無効とする。

(3) 落札者が納付した入札保証金は、契約締結時まで能勢町で保管するが、落札者以外の者が納付した入札保証金は入札終了後に返還する。

① 落札者以外の者が納付した入札保証金は、入札参加資格審査申請書裏面に記載の口座に振り込むこととする。なお、入札保証金の返還には、開札日から 4 週間程度の日数を要する。

② 落札者が納付した入札保証金は、契約が確定した後に返還する。

③ 落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないとき（落札後、落札者が入札参加の資格がないと判明し、その入札が無効になった時を含む。）は、入札保証金は違約金として能勢町に帰属する。

8. 入札期限及び提出書類

入札をする場合は、入札期限までに次のとおり提出書類を書留又は簡易書留にて郵送しなければならない。なお、持参による提出はできない。

(1) 入札期限 令和 8 年 2 月 13 日（金）必着

(2) 提出書類

	提出書類	説明
①	入札書（様式第4号）	所定の入札書を使用し、中封筒に封入して郵送すること。
②	入札参加資格確認通知書（様式第3号）の写し	能勢町が公印を押印し、通知した入札参加資格確認通知書の写しを郵送すること。
③	入札保証金の納入通知書・領収書の写し	入札参加資格確認通知書にあわせて送付する入札保証金の納入通知書・領収書により納付した後、その写しを郵送すること。 <u>原本は郵送しないこと。</u>

（3）提出先

〒563-0392 大阪府豊能郡能勢町宿野 28 番地
能勢町役場 総務部 理財課 財政担当

（4）注意事項

- ① 入札書に必要事項をボールペン（消せるボールペンは不可）又は万年筆で記入し、記名押印のうえ、必ず中封筒に封入して郵送すること。
- ② 入札書に押印する印鑑は、入札参加資格審査申請書の申請者印と同一のものを使用すること。
- ③ 入札金額は、入札書に右詰めで、貸付料（貸付期間3年間の総額ではなく、1年あたりの年額）をアラビア字体で記載し、金額の頭に¥記号をつけること。また金額を訂正しないこと。
- ④ 事由のいかんにかかわらず提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできない。

9. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （1）入札参加の資格を有しない者がした入札
- （2）入札書提出期限までに到達しなかった入札
- （3）所定の入札書によらない入札
- （4）入札金額が最低貸付価格未満の額の入札
- （5）入札保証金を納付していない者及び開札の時点で入札保証金の入金を確認できない者がした入札
- （6）中封筒に封入されていない入札書を提出した入札
- （7）入札書に入札者の記名押印がない入札
- （8）入札参加資格審査申請書に押印した印鑑と異なる印鑑を押印した入札
- （9）入札者が同一物件の入札に対して、2通以上の入札書を提出した入札
- （10）入札金額を訂正した入札、又は入札金額以外の文字、数字等を訂正した場合において、訂正印の押印がない入札
- （11）入札金額、氏名その他重要な文字が誤脱又は不明な入札
- （12）鉛筆等の訂正が容易な筆記用具により記載した入札
- （13）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者の入札
- （14）その他入札に関する条件に違反したとき

10. 入札の延期、中止

不正な行為により、入札の公正な競争が妨げられると認められるとき、又は災害その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を中止又は延期することがある。

11. 開札

(1) 日時

令和8年2月17日(火) 午前10時から

※開札立会人受付開始時間は、午前9時50分から

(2) 場所

能勢町役場 本館第1会議室(大阪府豊能郡能勢町宿野28番地)

(3) 開札の立会等

この入札の開札には、入札者又はその代理人のみが立ち会うことが可能とする。ただし開札室に入室できるのは、1入札者に対して1人とする。

なお開札への立会は任意とし、立会人が不在の場合は、入札に関係のない能勢町職員を立ち合わせ、未立会いの入札者には、その入札結果を電話等で知らせることとする。

12. 落札者の決定

落札者は、次の方法により決定する。

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、能勢町が定める最低貸付価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者となる同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きによって落札者を決定する。
立会人が不在の入札者のくじは、入札に関係のない能勢町職員が代わりにくじを引くこととする。この場合、その結果に異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札の結果、落札者があるときは、その落札者の氏名(法人の場合はその名称)及び落札金額を、落札者のないときは、その旨を立会人に直ちに口頭で公表する。
- (4) 入札結果は、入札参加者数、落札・不調の別、落札者の団体名、落札金額を町ホームページに掲載する。なお公表には入札後1週間程度の期間を要する。

13. 再度の入札

再度の入札は行わない。

14. 契約の条件

契約に当たっては、次の条件を付すものとする。

なお契約内容については、別添の「土地賃貸借契約書(案)」及び「覚書」を参照すること。

(1) 用途制限

本物件については、貸付に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡又は転貸することとはで

きない。また、スポーツ団体の活動以外の用途に供さないことを条件とする。

(2) 整備・維持管理

- ① 貸付物件の引渡しは現状有姿で行う（電気…なし、上水道…グラウンドバックネット付近に1カ所、下水道…なし）。
- ② 電気・上下水道等について、貸付物件を使用するために必要な手続き及び費用は落札者の負担とする。旧東中学校敷地内（貸付範囲外（建物）を含む）で既存の水道管に漏水が発生した場合も、落札者の負担において修繕すること。
- ③ 旧東中学校敷地内（貸付範囲外を含む）の除草（年2回以上）を行うこと。
- ④ 周辺道路の砂泥落下防止のため、車両は原則グラウンドに侵入しないこと。
- ⑤ 近隣より維持管理上の苦情があった場合は、落札者の責任において対応すること。

(3) 原状回復

貸付期間を満了したとき及び施設等の使用を中止する場合は、速やかに現状に回復して返還すること。ただし、町長が認めた場合は、その限りではない。

(4) 契約の解除

上記(1)の条件に違反した場合や契約書及び覚書に定める義務を履行しないときは、能勢町は催告することなくこの契約を解除することができる。

(5) 実地調査への協力

能勢町が用途制限等の禁止条件の履行状況を確認するため、実地調査の実施、又は報告若しくは資料の提出を求めた場合には協力すること。

15. 契約の締結及び契約保証金

- (1) 落札者は、落札決定の日から7日以内に別添の「土地賃貸借契約書（案）」により賃貸借契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が、正当な理由なく上記(1)の期日までに契約を締結しないときは、落札者としての資格を取り消し、この場合において入札保証金は返還しないものとする。
- (3) 契約に要する収入印紙は、落札者の負担となる。
- (4) 契約書の締結の際に使用する印鑑は、入札参加資格審査申請書の申請者印と同一の印を使用すること。
- (5) 契約保証金は貸付期間3年間総額の1割とし、契約締結までに本町の作成した納入通知書・領収書により納付すること。
- (6) 契約保証金は、落札者が貸付料の支払いを行わないなど、契約者の義務を履行しない場合には、能勢町に帰属することになる。

16. 貸付料の支払方法

貸付料は、各年度半年ごとに町が発行する納入通知書により、町が指定する金融機関に期限までに納付しなければならない。

17. その他の注意事項

- (1) 物件は、建物、越境物及び工作物等（樹木、フェンス、擁壁等）を含め現状有姿で貸付するので、物件調書を参照し、その状況を承知のうえ入札に参加申込すること。なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先する。
- (2) 工作物等の設置については、建築基準法や自治体の条例等により、指導等がなされる場合があるので、あらかじめ関係機関に確認すること。
- (3) 入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利息は付さないこととする。

18. 問い合わせ先

〒563-0392 大阪府豊能郡能勢町宿野 28 番地
能勢町役場 総務部 理財課 財政担当
(TEL) 072-734-1995 (直通)
(FAX) 072-734-2064
(E-mail) zaisei@town.nose.osaka.jp

様式集

入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書

令和 年 月 日

能勢町長 様

申請者	住 所	〒 ー
	団体名	
	代表者氏名	(印) ※入札及び契約時に使用する印鑑を押印すること。
	電話番号	

入札参加 物件	物件番号	物 件 名
	1	旧東中学校運動場

担当者氏名		電話番号	
-------	--	------	--

令和 7 年 12 月 1 日付けで入札公告のありました旧東中学校運動場貸付に係る一般競争入札に参加したいので、入札参加資格について審査されたく、下記書類を添えて申請します。
 なお、申請書及び関係書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

添 付 書 類

- 1 誓約書
- 2 入札参加資格確認通知書
- 3 入札参加資格確認通知書を郵送する返信用封筒（長 3 型・速達分の切手を貼付）
- 4 団体規約等（団体の活動内容等を証する書面等）

(注意事項)

- ・共有名義で入札の参加を申請する場合は、事前に別途問い合わせすること。
- ・裏面の「入札保証金返還請求書」も忘れず記入すること。

入 札 保 証 金 返 還 請 求 書

令和 年 月 日

能勢町長 様

申請者	住 所	〒 ー
	団体名	
	代表者氏名	(印)
	電話番号	

入札参加 物件	物件番号	物 件 名
	1	旧東中学校運動場

担当者氏名		電話番号	
-------	--	------	--

金 63,000 円

令和7年12月1日付けで入札公告のありました旧東中学校運動場貸付に係る一般競争入札の入札保証金として納付したので、返還事由が生じた場合、下記振込先に振り込んでください。

振込先

金融機関名	銀行・信用金庫							支店
預金種別	普通	当座	その他 ()					
口座番号 (右詰め)								
フリガナ								
口座名義人								

誓 約 書

令和7年12月1日付けで入札公告のありました旧東中学校運動場貸付に係る入札に参加するにあたり、次の事項を誓約します。

入札参加 物件	物件番号	物 件 名
	1	旧東中学校運動場

1. 旧東中学校運動場貸付に係る一般競争入札説明書（令和7年12月1日付け公告分）に記載する入札参加資格のない者に該当しません。
2. 入札に際し、旧東中学校運動場貸付に係る一般競争入札説明書（令和7年12月1日付け公告分）に記載する内容、物件の現状及び法令上の規制等をすべて承知のうえ参加します。後日、これらの事柄について能勢町に対し一切の異議、苦情を申し立てません。
3. 落札した物件の活用にあたっては、法令上の規制を遵守します。
4. 落札された場合、能勢町のホームページにおいて、落札者の団体名及び落札金額が公表されることを了承します。

令和 年 月 日

能勢町長 様

申請者	住 所	〒 ー
	団体名	
	代表者氏名	 ※印鑑は入札参加資格審査申請書の申請者印と同一のものをを使用すること。
	電話番号	

(様式第3号)

入札参加資格確認通知書

令和 年 月 日

住 所

団 体 名

氏 名

様

能勢町長 岡 田 正 文

先に申請のあった旧東中学校運動場貸付に係る入札参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

記

入札公告日	令和7年12月1日	
入札参加物件	物件番号	物 件 名
	1	旧東中学校運動場
入札参加資格の有無	有	
	無	
	入札参加資格がない と認めた理由	

入 札 書

令和 年 月 日

能 勢 町 長 様

(申請者)

住 所

団 体 名

氏 名

印

金 額 (年 額)	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

物件番号	物 件 名
1	旧東中学校運動場

1. 旧東中学校運動場貸付に係る一般競争入札説明書（令和 7 年 12 月 1 日付け公告分）の記載内容及び貸付物件の現状を承知のうえ、上記のとおり入札します。

(注意事項)

- ・ 入札書に必要事項をボールペン（消せるボールペンは不可）又は万年筆で記入し、記名押印のうえ、郵送すること。
- ・ 入札書に押印する印鑑は、入札参加資格審査申請書の申請者印と同一のものを使用すること。
- ・ 入札金額はアラビア字体で記載し、**金額の頭に¥記号をつけること**。また金額を訂正しないこと。金額以外の文字、数字等を訂正した場合は、訂正印を押印すること。
- ・ **入札金額は貸付期間 3 年間の総額ではなく、1 年あたりの年額を記載すること**。
- ・ 事由のいかんにかかわらず提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできない。

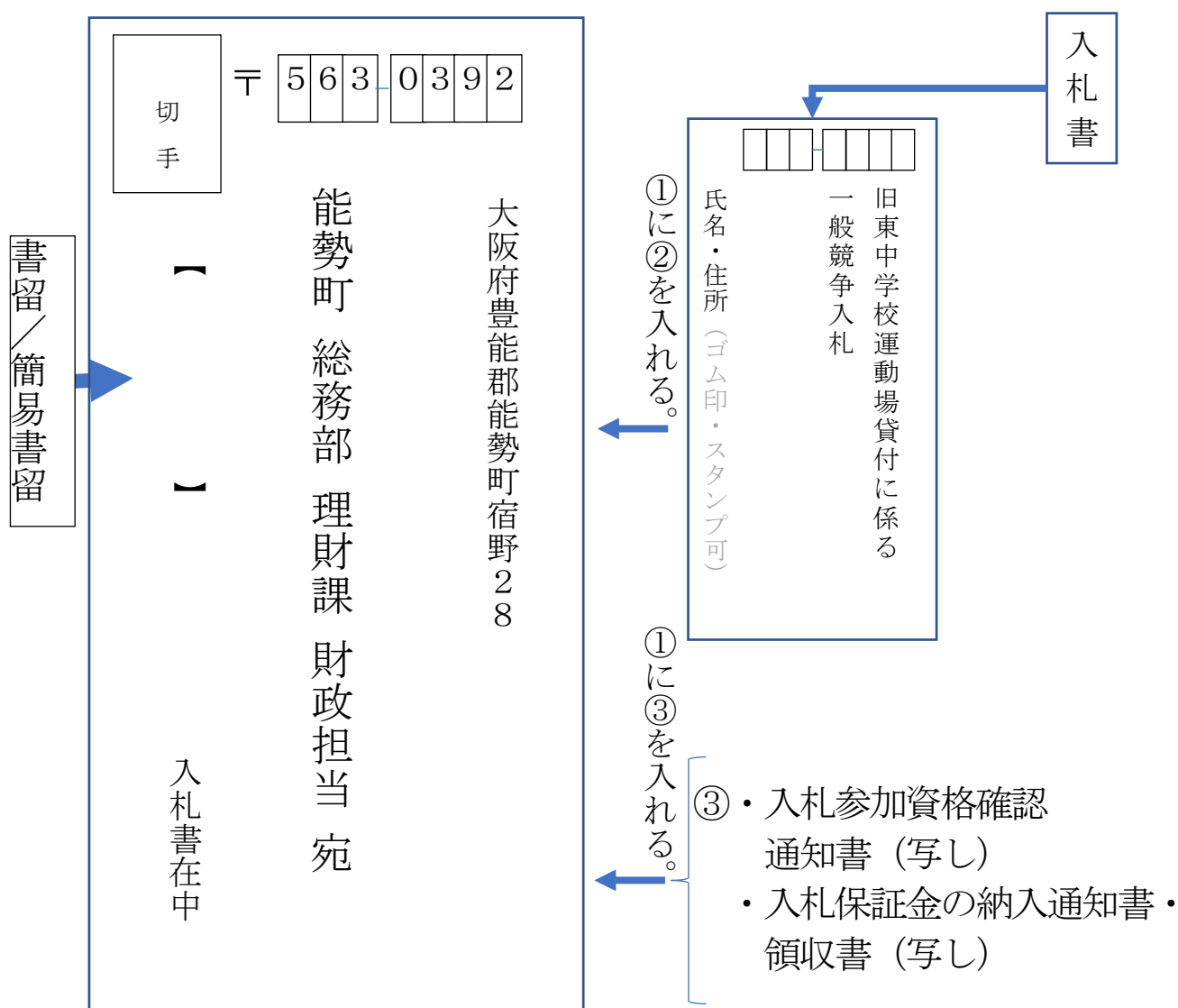
封筒の記載例

封筒の宛名記載例

(表面) 入札書提出

(①外封筒：送付用)

(②中封筒：入札書封入用)



※①外封筒には、②中封筒、③能勢町が送付した入札参加資格確認通知書の写し、入札保証金の納入通知書・領収書の写しを入れてください。

※②中封筒には、入札書のみを入れて必ず封をしてください。

※①外封筒の裏面には、差出人氏名・住所を記載してください。

※郵送手続きや料金等は郵便局にお問い合わせください。

土 地 賃 貸 借 契 約 書 (案)

貸主 能勢町（以下「甲」という。）と借主 （以下「乙」という。）とは、次の条項により使用契約を締結する。

（契約物件）

第1条 甲は、その所有する次の土地（以下「契約物件」という。）を乙に貸し付けるものとする。

土地	
所在地	能勢町地黄 211 の一部、321-1 の一部、536 の一部、538-1 の一部、538-2 の一部、540 の一部、541 の一部、628、633-1 の一部、633-2 の一部、634、635 の一部、636 の一部、10210
土地面積	10,378.38 m ² の一部（運動場部分 7,121 m ² ）

2 前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（用途）

第2条 乙は、契約物件をスポーツ施設として使用し、その他の用途には使用しないものとする。

（契約期間等）

第3条 貸付の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、この契約期間中であっても公用、公共用、公益事業その他の用に供するため必要がある場合は、甲は、いつでもこの契約を解除することができる。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、〇〇〇〇〇円（貸付期間3年間総額の1割）とする。

（貸付料）

第5条 貸付物件の貸付料は、次のとおりとする。ただし、近隣地の地代の変動その他の経済情勢の変動等やむを得ない事情があると認められるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

貸 付 料 年 間 〇〇〇〇〇〇円

2 乙は、前項の貸付料を、甲が発行する納入通知書により指定された金融機関に納付するものとする。

（譲渡及び転貸の禁止）

第6条 乙は、甲の承諾がなければ、この契約により生ずる権利を譲渡し、又は契約物件を転貸してはならない。

（契約物件の現状の変更）

第7条 契約物件の現状を変更しようとするときは、乙は、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（貸付物件の維持補修）

第8条 甲は、第3条に定める使用の期間（以下「使用期間」という。）中契約物件の維持補修の責めを負わない。

2 契約物件に対し保存、利用、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて乙の負担とし、これによってその価格を増加することがあっても、乙は、その増加額について甲に対し何らの請求をしてはならない。

（住所等の変更届）

第9条 乙は、氏名（名称）又は住所（所在地）を変更したときは、直ちにその旨を甲に届け出なければ

ばならない。

(滅失等の届出)

第 10 条 乙は、契約物件が災害その他の事故により滅失し、又はき損したときは、直ちにその旨を甲に届け出て甲の指示を受けなければならない。

(契約の解除)

第 11 条 甲は、第 3 条ただし書に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 契約物件をその目的にしたがって使用しないとき

(2) 第 6 条の規定に違反したとき

(3) 契約物件の管理が良好でないとき

(4) その他契約条項に違反したとき

(返還等)

第 12 条 乙は、使用期間が満了したとき又は前条の規定によりこの契約を解除されたときは、甲の指示に従い、乙の費用をもって契約物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、契約物件を現状において返還することを甲が認めた場合は、この限りでない。

2 契約物件の返還に際しては、乙は、いかなる名目であっても甲に対してその補償を請求することができない。ただし、第 3 条ただし書の規定によりこの契約を解除した場合は、この限りでない。

(契約の費用)

第 13 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第 14 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 15 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 大阪府豊能郡能勢町宿野 2 8 番地
能勢町長 岡田 正文

乙

覚 書

貸主 能勢町（以下「甲」という。）と借主 （以下「乙」という。）とは、令和 年 月 日付けにて契約した旧東中学校運動場に係る土地賃貸借契約にあたり、次のとおり覚書を締結する。

第1条 乙は、旧東中学校運動場を使用するにあたり、「公の施設」として位置づけられてきた使用目的を逸脱することなく、スポーツ活動による生活文化の向上を図ることを目的に使用しなければならない。

第2条 施設の使用に係る光熱水費及び施設の維持管理に関する費用は乙の負担とし、貸付範囲外を含む施設内全域の草刈作業等維持管理費用についても乙が負担することとする。また、契約期間中に生じた水道管等修繕に要する費用は乙が負担することとする。

第3条 乙は、甲が半年ごとに発行する納入通知書により賃借料を支払うものとする。

第4条 災害等により施設に被害が発生し、補修を要する場合においては、甲が加入する保険の補償範囲内においてのみ甲が補修し、それ以外の補修費用については、乙が負担するものとする。また、災害による被害状況によっては、甲と乙の協議の上、施設の一部または全部の使用を禁止するものとする。

この覚書の証として本書2通を作成し、甲、乙の双方が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 大阪府豊能郡能勢町宿野28番地
能 勢 町 長 岡 田 正 文

乙

物 件 調 書

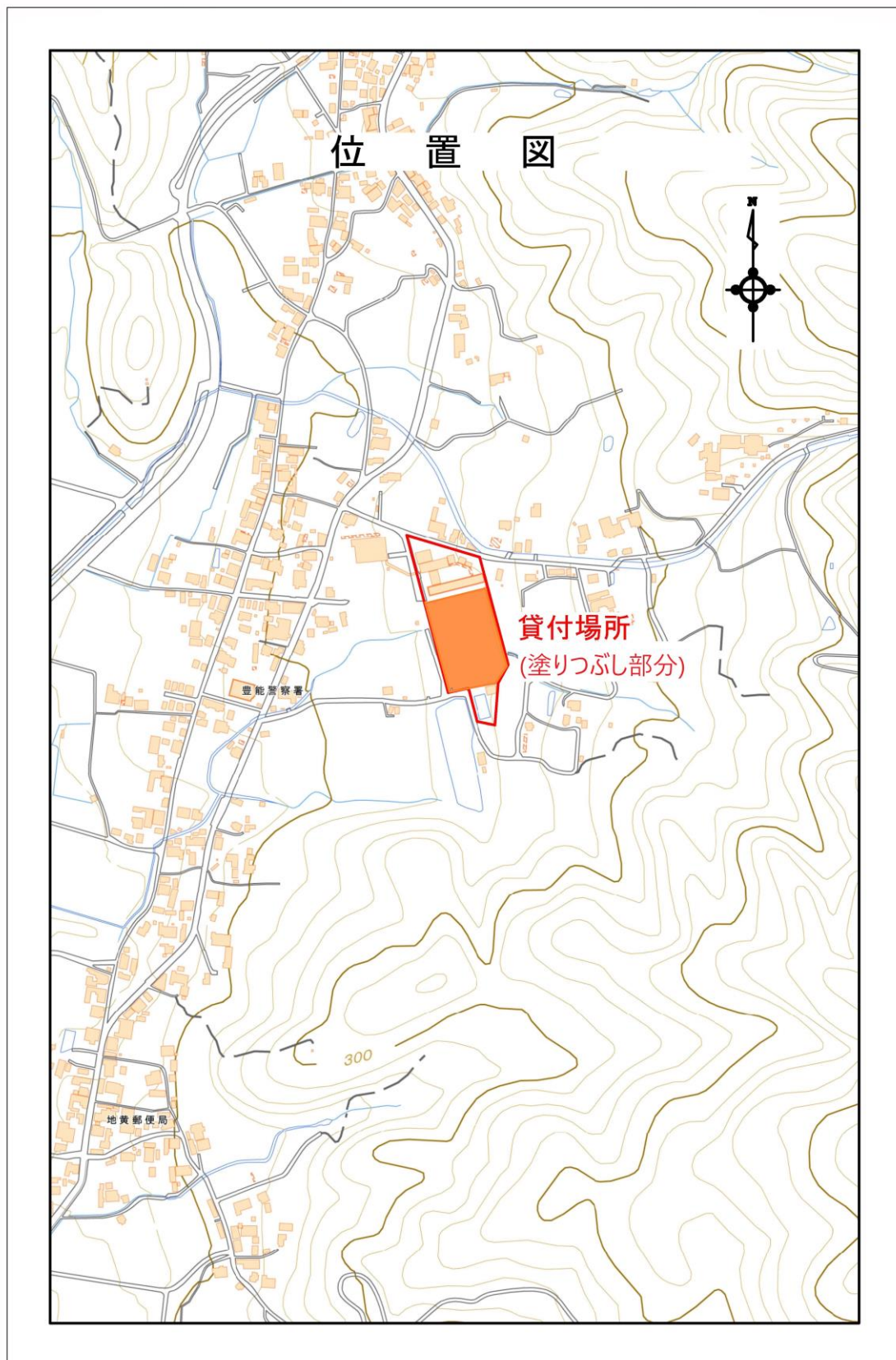
物 件 調 書 【 土 地 】

財産の名称	旧東中学校			
所在地	豊能郡能勢町能勢町地黄211の一部、321-1の一部、536の一部、538-1の一部、538-2の一部、540の一部、541の一部、628、633-1の一部、633-2の一部、634、635の一部、636の一部、10210			
面積	公簿面積 10,378.38㎡	地目	田（地黄541、633-1、633-2、634、636） 宅地（地黄628） 学校用地（地黄538-2、540） 山林（地黄321-1、536、538-1、635、10210） 原野（地黄211）	
形状	不整形			
接面道路の状況	北西側：幅員約4.0mの町道地黄野間大原線に接面 南西側：幅員約4.0mの町道地黄松川線に接面			
位置及び環境	交通施設、公共施設等との接近関係は以下のとおり。 ・能勢電鉄「妙見口駅」まで道路距離で約7.0km、「山下駅」まで約12.6km ・能勢町ふれあいプラザまで道路距離で約2.4km ・府立豊中高等学校能勢分校まで道路距離で約3.4km ・能勢町役場まで道路距離で約8.8km ・義務教育学校能勢ささゆり学園まで道路距離で約10.3km			
法令等による制限	都市計画区域	市街化調整区域		
	用途地域	—		
	建ぺい率	—		
	容積率	—		
	その他の主な規制	土砂災害警戒区域		
供給処理施設の状況	電気	なし	都市ガス	未整備
	上水道	引込み有	下水道	未整備
沿革	・昭和38年4月 現在地に東中学校開校 ・平成28年3月 東中学校閉校			
その他	・既存工作物や設備配管などの地下埋設物は、すべてを現状有姿で貸付するため、これら工作物を利用する場合は、落札者の責任（費用負担含む）において、関係法令を遵守のうえ適切に実施すること。 ・土壌汚染調査は実施していない。			

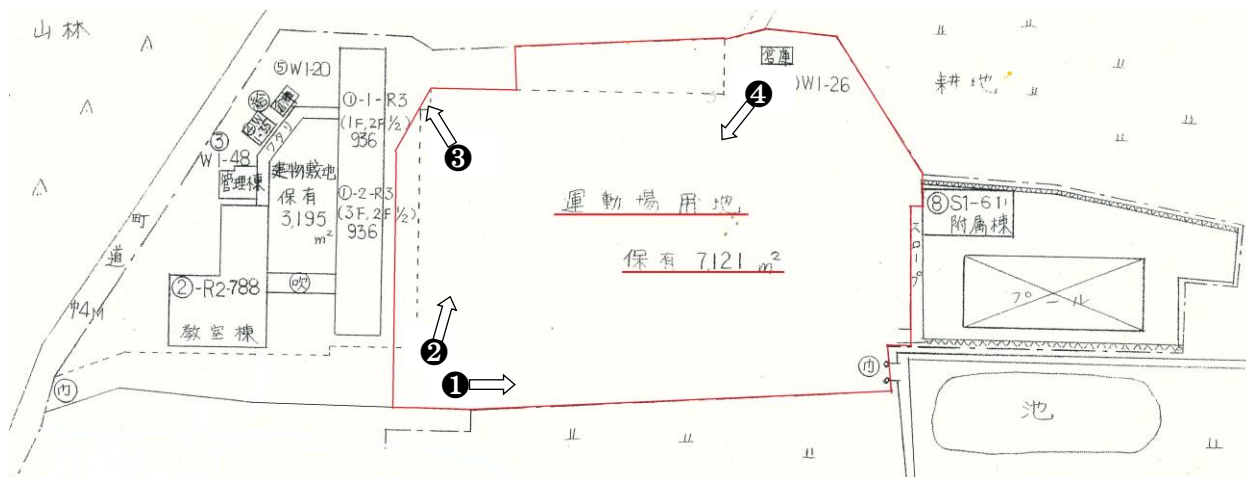
注：物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。

上記内容は、能勢町が関係部局等から聞取調査を行ったものであり、詳細については必ず入札参加者自身の責任において、現地及び諸規制についての確認（調査）を行うこと。

【位置図】



【詳細図】（赤線で囲まれた範囲を貸付）



【写真】（詳細図の番号から矢印方向に撮影）

①



2



3



④



※現在、建設業者に公共工事の資材置場として運動場を貸付していますが、年度内に工事完了し、資材は撤去されます。

参 考 法 令

地方自治法施行令第 167 条の 4

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

地方自治法第 238 条の 3

(職員の行為の制限)

第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

- 2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。